

## 受益証券発行信託

東京国際大学商学部 鯖田豊則

約 85 年ぶりに改正された信託法では、受益証券発行信託の規定が新たに設けられた。改正前の信託法では、信託法の本則による信託受益権の有価証券化の規定はなく、特別法である貸付信託法、投資信託法、資産流動化法で、それぞれ信託受益権の有価証券化が認められていた。信託は、本来、財産管理制度であり、委託者および受益者と、受託者との信頼関係を基礎としており、信託受益権の頻繁な転譲渡は予定されていなかった。しかしながら、受益者の変更が全く認められていない訳ではなく、信託受益証券ならぬ信託受益権証券が発行されている信託商品もあり、信託法上の明文の規定はなかったものの、受益権を指名債権または指名債権に準じるものとして、民法の指名債権譲渡と同様の方法により、譲渡が可能とされていた。この場合の信託受益権証券は、有価証券としては扱われず、会計処理上も、金銭債権の位置づけであった。現在、平成 11 年に企業会計審議会より公表され、その後、企業会計基準委員会により改正された金融商品会計基準では、金融商品として包括的に会計処理のルール化が行なわれているが、金融商品会計基準の制定前では、有価証券か、金銭債権の違いにより、異なる会計ルールの適用が行なわれていた。しかし、何が有価証券かは、今日のように金融取引が複雑化・高度化すると、容易には定義できない。金融商品取引法、法人税法、所得税法など、法律では範囲をもうけているが、グレーゾーンの商品もあり、明確に区分はできない。現に、金融商品取引法では、受益証券発行信託だけでなく、信託受益権そのものを有価証券としている。そこで、本稿では、受益証券発行信託を通して、有価証券の会計処理の考え方についても検討を行なった。